

特別区人事委員会勧告及び特別職報酬等審議会答申等の推移

※1 教育長、常勤の代表監査委員、代表を除く常勤の監査委員について、平成27年度から審議対象に追加した。

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）（ ）内は前回からの増減額								特別職・議員の期末手当	
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※1	代表監査 ※1	監査委員	議長	副議長	議員	支給月数の推移	
				期末手当	前年度との差											
令和5年度	0.98%	3,722円	初任給及び若年層を重点的に全ての級及び号給で1,000円以上の引上げ	年間の支給月数0.1月引上げ												
令和4年度	0.24%	896円	初任給及び若年層の給料月額を引上げ	年間の支給月数0.1月引上げ	R4.11.18	○特別区人事委員会勧告における月例給は初任給及び若年層のみの引上げ、期末手当はプラス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.1月引上げ、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								4.03月 (議員3.78月)	0.10月
令和3年度	△0.02%	△94円	据え置き	年間の支給月数0.15月引下げ	R3.11.19	○特別区人事委員会勧告における月例給与は据置き、期末手当はマイナス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.15月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								3.93月 (議員3.68月)	△0.15月
令和2年度	△0.04%	△157円	据え置き	年間の支給月数0.05月引下げ	R3.1.5	○特別区人事委員会勧告における月例給与は据置き、期末手当はマイナス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.05月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								4.08月 (議員3.83月)	△0.05月
令和元年度	△0.58%	△2,235円	給料表を0.6%引下げ	年間の支給月数0.15月引上げ	R元.11.25	○特別区人事委員会勧告における月例給与のマイナス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.6%減、期末手当を0.15月の増とすることが妥当である。	111.3 (△0.67)	89.19 (△0.54)	76.44 (△0.46)	68.75 (△0.42)	66.87 (△0.40)	85.6 (△0.52)	77.46 (△0.47)	59.57 (△0.36)	4.13月 (議員3.88月)	0.15月
平成30年度	△2.46%	△9,671円	給料表を2.6%引下げ	年間の支給月数0.1月引上げ	H31.2.20	○特別区人事委員会勧告において月例給与のマイナス改定が行われたが、特別区長会が勧告の実施を見送るといふ異例の判断を行った事実、理由等を踏まえ、総合的に判断した結果、区長等の給料及び期末手当等は据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								3.98月 (議員3.73月)	増減なし

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）（ ）内は前回からの増減額								特別職・議員の期末手当	
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※1	代表監査 ※1	監査委員	議長	副議長	議員	期末手当	前年度との差
平成29年度	0.13%	526円	給料表を0.1% 引上げ	年間の支給月 数0.1月 引上げ	H29.11.13	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.1%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.97 (0.11)	89.73 (0.09)	76.9 (0.08)	69.17 (0.07)	67.27 (0.07)	86.12 (0.09)	77.93 (0.08)	59.93 (0.06)	3.98月 (議員3.73月)	0.10月
							○給料月額及び議員報酬月額0.1%増 ○期末手当0.1月増（12月1日から適用）									
平成28年度	0.15%	584円	給料表を0.2% 引上げ	年間の支給月 数0.1月 引上げ	H28.11.8	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.2%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.86 (0.22)	89.64 (0.18)	76.82 (0.15)	69.1 (0.14)	67.2 (0.13)	86.03 (0.17)	77.85 (0.15)	59.87 (0.12)	3.88月 (議員3.63月)	0.10月
							○給料月額及び議員報酬月額0.2%増 ○期末手当0.1月増（12月1日から適用）									
平成27年度	0.35%	1,413円	給料表を0.3% 引上げ	年間の支給月 数0.1月 引上げ	H27.11.4	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.3%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.64 (0.33)	89.46 (0.27)	76.67 (0.23)	68.96 (0.20)	67.07 (0.20)	85.86 (0.26)	77.7 (0.23)	59.75 (0.18)	3.78月 (議員3.53月)	0.10月
							○給料月額及び議員報酬月額0.3%増 ○期末手当0.1月増（12月1日から適用）									
平成26年度	0.20%	809円	給料表を0.2% 引上げ	年間の支給月 数0.25月 引上げ	H26.11.4	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.2%、期末手当を0.25月の増とすることが妥当である。	111.31 (0.22)	89.19 (0.18)							3.68月 (議員3.43月)	0.25月 (議員0)
							○区長・副区長給料月額0.2%増及び期末手当0.25月増 ○答申によらず議員報酬・期末手当は変更なし。									
平成25年度	△ 0.14%	△588円	給料表を0.15% 引下げ	据え置き	H25.11.5	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、区長等及び議員について、給料月額・報酬月額を0.15%減額することが妥当である。また、期末手当は、民間の特別給の支給割合とおおむね均衡しているため、据え置く。	111.09 (△0.17)	89.01 (△0.13)				85.6 (△0.13)	77.47 (△0.12)	59.57 (△0.09)	3.43月	増減なし
							○給料月額・報酬月額は、0.15%減 ○期末手当については変更なし。									
平成24年度	△ 0.19%	△783円	給料表を0.2% 引下げ	据え置き	H24.11.1	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、区長等及び議員について、給料月額・報酬月額を0.2%減額することが妥当である。また、議員の期末手当は、議会自らが附則により減額している状況から、議会の良識ある判断により本則で3.43月と規定することが望ましい。	111.26 (△0.22)	89.14 (△0.18)				85.73 (△0.17)	77.59 (△0.15)	59.66 (△0.12)	3.43月	増減なし
							○給与月額・報酬月額は、0.2%減 ○議員の期末手当は、本則で3.43月に改定									

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移										
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）（ ）内は前回からの増減額								特別職・議員の期末手当		
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※1	代表監査 ※1	監査委員	議長	副議長	議員	期末手当	前年度との差	
平成23年度	△ 0.20%	△ 842円		据え置き	H23.11.11	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、3月に起きた東日本大震災の影響や急速な円高など、経済状況が依然厳しいことなどを総合的に勘案し、月額給与を0.2%減額し、期末手当を据え置くことが妥当である。ただし、議員の期末手当は前年度附則での改定であったため、改定されることが望ましい。	111.48 (△0.22)	89.32 (△0.18)					85.9 (△5.0)	77.74 (△0.16)	59.78 (△0.12)	3.43月	増減なし
平成22年度	△ 0.30%	△1,259円		年間の支給月数0.2月引下げ	H22.11.5	○特別区人事委員会勧告において月例給与及び期末勤勉ともマイナス改定が出され、日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、期末手当0.19月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								3.43月	△0.19月	
平成21年度	△ 0.38%	△1,605円		年間の支給月数0.35月引下げ	H21.10.27	○特別区人事委員会勧告においてマイナス改定が出されたことや、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを総合的に勘案する。給料月額については据え置く。	(月例給の変更なし)								3.62月	△0.33月	
							○期末手当について0.33月減（夏季凍結分含む） ※議員のみ附則による改定。										
平成21年度					H21.5.26	○世界的な景気悪化により、民間企業の夏季賞与が大幅に減額される見込みを受け、特別区人事委員会が臨時勧告を行う。	(月例給の変更なし)										
							○夏季支給分を0.2月凍結										
平成20年度	0.02%	75円	据え置き	据え置き		諮問・答申行わなかった									3.95月	増減なし	
平成19年度	0.01%	38円	据え置き	年間の支給月数0.05月引上げ	H19.11.5	○区長、副区長の地域手当を13%から14.5%に上げることに伴い、給与月額を1.5%程度減額する。 (地域手当は14.5%で固定)	111.7 (△1.70)	89.5 (△1.40)							3.95月	0.35月	
							○議長、副議長、議員は変更なし										

23区別 特別職報酬等の状況
(各区条例で定める給料等月額)

(令和5年6月1日現在)

※月額順

(単位:万円)

区長			副区長			教育長			常勤の監査委員					議長			副議長			議員			
区名	給料月額	順位	区名	給料月額	順位	区名	給料月額	順位	代表			その他(代表除く)		区名	報酬月額	順位	区名	報酬月額	順位	区名	報酬月額	順位	
									区名	給料月額	順位	区名	給料月額										順位
千代田	128.60	1	千代田	102.70	1	港	93.36	1	新宿	71.40	1	中野	79.97	1	江戸川	95.60	1	千代田	80.90	1	江戸川	62.10	1
港	124.95	2	文京	100.89	2	文京	92.20	2	杉並	68.75	2	港	74.69	2	足立	94.30	2	足立	80.80	2	千代田	61.80	2
文京	124.67	3	港	100.48	3	千代田	90.90	3	板橋	66.50	3	新宿	69.40	3	新宿	93.90	3	江戸川	80.70	3	葛飾	61.80	2
中野	124.24	4	中野	99.73	4	中野	87.42	4	葛飾	66.10	4	品川	67.70	4	中央	93.00	4	新宿	80.10	4	北	61.50	4
江戸川	121.80	5	新宿	93.10	5	練馬	85.40	5	世田谷	66.02	5	杉並	66.87	5	大田	92.88	5	江東	79.60	5	練馬	61.50	4
新宿	116.10	6	大田	92.68	6	墨田	84.30	6	江戸川	66.00	6	葛飾	66.10	6	世田谷	92.69	6	北	79.26	6	足立	61.50	4
江東	115.70	7	江東	92.40	7	北	84.14	7	北	63.49	7	板橋	64.50	7	千代田	92.50	7	中央	78.90	7	世田谷	61.47	7
大田	115.48	8	中央	92.30	8	板橋	83.50	8	目黒	62.80	8	世田谷	64.02	8	江東	92.40	8	台東	78.90	7	新宿	61.30	8
中央	115.10	9	北	91.87	9	荒川	83.00	9	大田	62.52	9	江東	63.70	9	北	92.34	9	目黒	78.90	7	大田	61.23	9
北	114.71	10	荒川	91.70	10	大田	82.92	10	千代田	-	10	北	63.49	10	渋谷	92.03	10	文京	78.52	10	渋谷	61.11	10
荒川	114.30	11	品川	91.60	11	中央	82.40	11	中央	-	10	江戸川	63.00	11	台東	91.90	11	練馬	78.50	11	中央	61.10	11
練馬	113.80	12	葛飾	91.50	12	渋谷	81.53	12	港	-	10	墨田	62.80	12	品川	91.80	12	世田谷	78.48	12	港	61.07	12
台東	113.70	13	台東	91.40	13	江東	80.90	13	文京	-	10	練馬	62.80	12	葛飾	91.80	12	墨田	78.40	13	江東	61.00	13
板橋	113.50	14	墨田	91.30	14	葛飾	80.70	14	台東	-	10	大田	62.52	14	荒川	91.70	14	品川	78.40	13	墨田	60.70	14
墨田	113.10	15	板橋	91.00	15	品川	79.70	15	墨田	-	10	足立	61.79	15	文京	91.61	15	荒川	78.40	13	台東	60.40	15
葛飾	112.20	16	練馬	91.00	15	新宿	79.30	16	江東	-	10	豊島	61.67	16	墨田	91.30	16	大田	78.35	16	豊島	60.21	16
杉並	111.30	17	渋谷	90.81	17	台東	78.40	17	品川	-	10	目黒	60.80	17	板橋	91.00	17	板橋	78.20	17	品川	60.20	17
渋谷	111.11	18	杉並	89.19	18	杉並	76.44	18	渋谷	-	10	千代田	-	18	練馬	91.00	17	港	78.02	18	荒川	60.20	17
足立	107.88	19	江戸川	87.90	19	世田谷	76.33	19	中野	-	10	中央	-	18	港	90.26	19	豊島	77.82	19	板橋	60.00	19
目黒	105.50	20	足立	86.49	20	足立	74.58	20	豊島	-	10	文京	-	18	目黒	90.20	20	杉並	77.46	20	目黒	59.60	20
世田谷	105.01	21	目黒	84.40	21	江戸川	74.20	21	荒川	-	10	台東	-	18	中野	89.24	21	葛飾	77.10	21	杉並	59.57	21
豊島	97.48	22	豊島	82.86	22	目黒	73.80	22	練馬	-	10	渋谷	-	18	豊島	88.83	22	渋谷	76.78	22	文京	59.54	22
品川	91.20 ※特例措置	23	世田谷	80.83	23	豊島	72.64	23	足立	-	10	荒川	-	18	杉並	85.60	23	中野	75.61	23	中野	58.90	23
杉並前年度	111.30	18	杉並前年度	89.19	18	杉並前年度	76.44	18	杉並前年度	68.75	2	杉並前年度	66.87	4	杉並前年度	85.60	23	杉並前年度	77.46	20	杉並前年度	59.57	21
平均	113.54		平均	91.66		平均	81.65		平均	65.95		平均	65.94		平均	91.65		平均	78.61		平均	60.77	

※品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

23区別 特別職報酬等の状況
(期末手当の「支給月数と年額」)

(令和5年6月1日現在)
(単位：支給月数は「月」、年額は「万円」)

区長				副区長				教育長				常勤の監査委員								議長				副議長				議員							
												代表				その他(代表のぞく)																			
区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位
荒川	4.00	729	1	荒川	4.00	585	1	荒川	4.00	529	1	杉並	4.03	450	1	杉並	4.03	438	1	大田	3.97	535	1	荒川	4.00	455	1	荒川	4.00	349	1				
杉並	4.03	728	2	杉並	4.03	584	2	港	3.90	528	2	世田谷	3.80	424	2	港	3.90	422	2	渋谷	4.00	534	2	大田	3.97	451	2	渋谷	4.00	354	2				
千代田	3.80	709	3	港	3.90	568	3	千代田	3.80	501	3	葛飾	3.68	388	3	世田谷	3.80	411	3	荒川	4.00	532	3	千代田	3.80	446	3	大田	3.97	352	3				
港	3.90	707	4	千代田	3.80	566	4	杉並	4.03	500	4	板橋	3.60	382	4	豊島	3.80	396	4	中野	3.95	511	4	渋谷	4.00	445	4	千代田	3.80	341	4				
大田	3.75	690	5	大田	3.75	554	5	大田	3.75	496	5	大田	3.75	374	5	葛飾	3.68	388	5	世田谷	3.80	511	5	港	3.90	441	5	港	3.90	345	5				
台東	3.80	689	6	台東	3.80	554	6	渋谷	3.80	494	6	目黒	3.50	371	6	品川	3.50	378	6	港	3.90	510	6	台東	3.80	435	6	世田谷	3.80	339	6				
江東	3.66	675	7	渋谷	3.80	550	7	世田谷	3.80	490	7	北	3.65	369	7	中野	3.23	375	7	千代田	3.80	510	7	足立	3.70	433	7	中野	3.95	337	7				
世田谷	3.80	674	8	江東	3.66	539	8	北	3.65	490	8	新宿	3.00	344	8	大田	3.75	374	8	台東	3.80	506	8	中野	3.95	433	8	豊島	3.75	327	8				
渋谷	3.80	673	9	葛飾	3.68	537	9	墨田	3.64	489	9	江戸川	3.15	334	9	江東	3.66	372	9	足立	3.70	506	9	世田谷	3.80	432	9	台東	3.80	333	9				
北	3.65	667	10	北	3.65	535	10	板橋	3.60	479	10	千代田	-	10	板橋	3.60	370	10	江東	3.66	490	10	杉並	3.78	425	10	江東	3.66	324	10					
中野	3.68	663	11	中野	3.68	532	11	台東	3.80	475	11	中央	-	10	北	3.65	369	11	葛飾	3.68	490	11	豊島	3.75	423	11	葛飾	3.68	330	11					
葛飾	3.68	658	12	豊島	3.80	532	12	葛飾	3.68	473	12	港	-	10	墨田	3.64	364	12	北	3.65	489	12	江東	3.66	422	12	足立	3.70	330	12					
墨田	3.64	656	13	墨田	3.64	530	13	江東	3.66	472	13	文京	-	10	目黒	3.50	360	13	豊島	3.75	483	13	北	3.65	419	13	杉並	3.78	327	13					
板橋	3.60	651	14	板橋	3.60	522	14	豊島	3.80	466	14	台東	-	10	新宿	3.00	334	14	墨田	3.64	482	14	墨田	3.64	414	14	北	3.65	325	14					
豊島	3.90	642	15	世田谷	3.80	519	15	中野	3.68	466	15	墨田	-	10	練馬	3.25	325	15	板橋	3.60	475	15	葛飾	3.68	411	15	墨田	3.64	320	15					
中央	3.50	642	16	中央	3.50	515	16	中央	3.50	460	16	江東	-	10	江戸川	3.15	319	16	中央	3.50	472	16	板橋	3.60	408	16	中央	3.50	310	16					
目黒	3.50	624	17	品川	3.50	511	17	品川	3.50	445	17	品川	-	10	足立	2.99	312	17	杉並	3.78	469	17	中央	3.50	400	17	品川	3.50	306	17					
江戸川	3.15	616	18	目黒	3.50	499	18	練馬	3.25	442	18	渋谷	-	10	千代田	-	18	品川	3.50	466	18	品川	3.50	398	18	板橋	3.60	313	18						
文京	3.30	597	19	文京	3.30	483	19	文京	3.30	441	19	中野	-	10	中央	-	18	江戸川	3.30	457	19	目黒	3.45	395	19	練馬	3.40	303	19						
練馬	3.25	590	20	練馬	3.25	471	20	目黒	3.50	437	20	豊島	-	10	文京	-	18	目黒	3.45	451	20	練馬	3.40	387	20	江戸川	3.30	297	20						
新宿	3.00	559	21	新宿	3.00	449	21	新宿	3.00	382	21	荒川	-	10	台東	-	18	練馬	3.40	449	21	江戸川	3.30	386	21	目黒	3.45	298	21						
足立	2.99	545	22	江戸川	3.15	445	22	足立	2.99	377	22	練馬	-	10	渋谷	-	18	文京	3.20	425	22	文京	3.20	364	22	文京	3.20	276	22						
品川	3.50	509	23	足立	2.99	437	23	江戸川	3.15	375	23	足立	-	10	荒川	-	18	新宿	3.00	408	23	新宿	3.00	348	23	新宿	3.00	267	23						
杉並前年度	3.93	710	2	杉並前年度	3.93	569	2	杉並前年度	3.93	488	3	杉並前年度	3.93	439	1	杉並前年度	3.93	427	1	杉並前年度	3.68	457	19	杉並前年度	3.68	413	12	杉並前年度	3.68	318	13				
平均	3.60	648		平均	3.60	522		平均	3.60	466		平均	3.57	382		平均	3.57	395		平均	3.65	485		平均	3.65	416.25		平均	3.65	322					

※期末手当計算方法
 区長・副区長・教育長・常勤の監査委員：〔(給料月額+地域手当)×120/100+給料月額×25/100〕×支給月数
 議長・副議長・議員：(報酬月額×145/100)×支給月数。
 ※期末手当の年額は、1万円未満四捨五入
 ※常勤の監査委員は、条例等で設置している区のみ表記している。
 ※品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

23区別 特別職報酬等の状況

(給料等に関する条例月額に基づく報酬等の年間合計額)

(令和5年6月1日現在)
(単位:万円)

※年額順

区長			副区長			教育長			常勤の監査委員					議長			副議長			議員			
区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	代表			その他(代表除く)			区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位
									区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位									
江戸川	2,268	1	荒川	1,817	1	港	1,648	1	杉並	1,395	1	杉並	1,356	1	大田	1,649	1	千代田	1,417	1	渋谷	1,088	1
荒川	2,265	2	杉並	1,809	2	荒川	1,645	2	世田谷	1,375	2	中野	1,334	2	渋谷	1,638	2	足立	1,403	2	大田	1,087	2
杉並	2,258	3	大田	1,800	3	墨田	1,622	3	新宿	1,312	3	世田谷	1,333	3	足立	1,638	3	荒川	1,396	3	千代田	1,082	3
千代田	2,252	4	千代田	1,798	4	北	1,620	4	葛飾	1,276	4	港	1,319	4	荒川	1,632	4	大田	1,391	4	港	1,078	4
大田	2,242	5	台東	1,782	5	大田	1,610	5	目黒	1,276	5	品川	1,288	5	世田谷	1,623	5	台東	1,382	5	世田谷	1,076	5
江東	2,230	6	江東	1,781	6	板橋	1,601	6	板橋	1,275	6	豊島	1,284	6	千代田	1,620	6	江東	1,378	6	荒川	1,072	6
台東	2,217	7	港	1,774	7	千代田	1,592	7	江戸川	1,229	7	葛飾	1,276	7	台東	1,609	7	港	1,377	7	葛飾	1,071	7
北	2,209	8	渋谷	1,771	8	練馬	1,590	8	北	1,223	8	新宿	1,275	8	江戸川	1,605	8	世田谷	1,374	8	足立	1,068	8
港	2,206	9	北	1,769	9	渋谷	1,590	9	大田	1,214	9	板橋	1,237	9	江東	1,599	9	北	1,371	9	北	1,063	9
中央	2,189	10	葛飾	1,766	10	世田谷	1,589	10	千代田	-	10	目黒	1,235	10	北	1,597	10	渋谷	1,367	10	台東	1,058	10
世田谷	2,187	11	墨田	1,757	11	中央	1,567	11	中央	-	10	江東	1,228	11	港	1,594	11	豊島	1,357	11	江東	1,056	11
板橋	2,177	12	中央	1,755	12	江東	1,559	12	港	-	10	北	1,223	12	葛飾	1,591	12	墨田	1,355	12	豊島	1,050	12
墨田	2,176	13	板橋	1,745	13	葛飾	1,558	13	文京	-	10	大田	1,214	13	中央	1,588	13	江戸川	1,355	13	墨田	1,049	13
渋谷	2,166	14	品川	1,742	14	杉並	1,551	14	台東	-	10	墨田	1,208	14	中野	1,582	14	杉並	1,354	14	中野	1,044	14
葛飾	2,166	15	中野	1,729	15	文京	1,548	15	墨田	-	10	足立	1,202	15	墨田	1,577	15	中央	1,347	15	中央	1,043	15
中野	2,154	16	豊島	1,725	16	台東	1,529	16	江東	-	10	江戸川	1,173	16	品川	1,567	16	板橋	1,347	16	江戸川	1,042	16
目黒	2,143	17	目黒	1,715	17	品川	1,516	17	品川	-	10	練馬	1,169	17	板橋	1,567	17	目黒	1,341	17	杉並	1,041	17
新宿	2,134	18	新宿	1,711	18	中野	1,516	18	渋谷	-	10	千代田	-	18	豊島	1,549	18	中野	1,340	18	練馬	1,041	18
練馬	2,119	19	練馬	1,694	19	豊島	1,513	19	中野	-	10	中央	-	18	練馬	1,541	19	品川	1,339	19	板橋	1,033	19
足立	2,099	20	文京	1,693	20	目黒	1,499	20	豊島	-	10	文京	-	18	新宿	1,535	20	葛飾	1,337	20	品川	1,028	20
文京	2,093	21	世田谷	1,683	21	新宿	1,457	21	荒川	-	10	台東	-	18	目黒	1,534	21	練馬	1,329	21	目黒	1,013	21
豊島	2,046	22	足立	1,682	22	足立	1,451	22	練馬	-	10	渋谷	-	18	文京	1,524	22	新宿	1,310	22	新宿	1,002	22
品川	1,735 ※特例措置	23	江戸川	1,637	23	江戸川	1,382	23	足立	-	10	荒川	-	18	杉並	1,496	23	文京	1,307	23	文京	991	23
杉並 前年度	2,240	4	杉並 前年度	1,795	3	杉並 前年度	1,538	14	杉並 前年度	1,383	1	杉並 前年度	1,346	1	杉並 前年度	1,484	23	杉並 前年度	1,343	15	杉並 前年度	1,033	18
平均	2,162		平均	1,745		平均	1,554		平均	1,286		平均	1,262		平均	1,585		平均	1,360		平均	1,051	

※ 金額は、1万円未満四捨五入

※ 常勤の監査委員は、条例等で設置している区のみ表記している。

※ 品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

23区別 特別職報酬等の状況
(退職手当額)

参 考 資 料
令和5年6月1日現在

区長				副区長				教育長				常勤の監査委員							
区名	支給率	支給額	順位	区名	支給率	支給額	順位	区名	支給率	支給額	順位	代表				その他(代表のぞく)			
												区名	支給率	支給額	順位	区名	支給率	支給額	順位
台東	6.00	2,729	1	北	4.00	1,470	1	北	3.00	757	1	世田谷	2.38	629	1	港	2.15	642	1
江戸川	5.00	2,436	2	荒川	4.00	1,467	2	港	2.69	753	2	新宿	2.14	611	2	品川	2.30	623	2
千代田	4.70	2,418	3	台東	4.00	1,462	3	荒川	3.00	747	3	杉並	2.16	594	3	世田谷	2.38	609	3
江東	5.00	2,314	4	港	3.59	1,443	4	渋谷	2.90	709	4	江戸川	2.21	583	4	北	2.40	610	4
北	5.00	2,294	5	大田	3.45	1,279	5	台東	3.00	706	5	葛飾	2.10	555	5	新宿	2.14	594	5
荒川	5.00	2,286	6	練馬	3.49	1,270	6	大田	2.70	672	6	大田	2.20	550	6	杉並	2.16	578	6
港	4.49	2,244	7	江東	3.40	1,257	7	練馬	2.62	671	7	板橋	2.00	532	7	中野	1.77	566	7
大田	4.75	2,194	8	品川	3.40	1,246	8	品川	2.70	646	8	目黒	1.95	490	8	江戸川	2.21	557	8
板橋	4.50	2,043	9	渋谷	3.30	1,199	9	江東	2.50	607	9	千代田	—	—	—	葛飾	2.10	555	9
新宿	4.37	2,029	10	江戸川	3.40	1,195	10	足立	2.70	604	10	中央	—	—	—	大田	2.20	550	10
中央	4.40	2,026	11	千代田	2.90	1,191	11	板橋	2.40	601	11	港	—	—	—	練馬	2.09	525	11
葛飾	4.50	2,020	12	葛飾	3.20	1,171	12	千代田	2.20	600	12	文京	—	—	—	板橋	2.00	516	12
世田谷	4.76	1,999	13	中央	3.10	1,145	13	葛飾	2.40	581	13	台東	—	—	—	江東	2.00	510	13
練馬	4.36	1,985	14	板橋	3.10	1,128	14	江戸川	2.60	579	14	墨田	—	—	—	豊島	2.00	493	14
足立	4.50	1,942	15	新宿	3.01	1,121	15	中央	2.30	569	15	江東	—	—	—	目黒	1.95	474	15
目黒	4.50	1,899	16	杉並	3.06	1,092	16	新宿	2.33	554	16	品川	—	—	—	墨田	1.80	452	16
文京	3.80	1,895	17	足立	3.15	1,090	17	文京	2.00	553	17	渋谷	—	—	—	足立	1.80	445	17
豊島	4.50	1,755	18	中野	2.65	1,057	18	世田谷	2.38	545	18	中野	—	—	—	千代田	—	—	—
品川	4.80	1,751 ※特例措置	19	文京	2.60	1,049	19	杉並	2.34	537	19	豊島	—	—	—	中央	—	—	—
渋谷	3.70	1,644	20	目黒	3.06	1,033	20	墨田	2.10	531	20	北	—	—	—	文京	—	—	—
墨田	3.40	1,538	21	豊島	3.10	1,027	21	豊島	2.40	523	21	荒川	—	—	—	台東	—	—	—
中野	3.09	1,536	22	世田谷	3.15	1,018	22	目黒	2.30	509	22	練馬	—	—	—	渋谷	—	—	—
杉並	4.50	1,503 ※特例措置	23	墨田	2.70	986	23	中野	1.77	464	23	足立	—	—	—	荒川	—	—	—
平均	4.51	2,021		平均	3.25	1,191		平均	2.49	609		平均	2.14	568		平均	2.09	547	

※4年間勤続した場合(教育長のみ3年間)の退職手当である。退職手当額=退職時の給料月額×支給率×勤続期間

※金額は、1万円未満四捨五入

※品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

※杉並区長は、令和4年10月19日施行の「杉並区長の退職手当の特例に関する条例」により現区長の退職手当からその100分の25に相当する額を減額することとしている。

特別区（23区）別
特別職の在任期間中の報酬総額一覧

参考資料

令和5年6月1日現在

（単位：万円）

区名	区長		副区長		教育長		常勤代表監査		常勤監査	
	総支給額	順位	総支給額	順位	総支給額	順位	総支給額	順位	総支給額	順位
千代田	11,424.8	3	8,384.4	6	5,374.9	9	—	—	—	—
中央	10,782.1	9	8,166.3	12	5,270.1	13	—	—	—	—
港	11,068.1	8	8,538.8	4	5,698.2	1	—	—	5,916.9	3
新宿	10,564.2	13	7,964.9	17	4,926.4	22	5,859.9	3	5,695.8	6
文京	10,265.3	19	7,823.0	20	5,195.9	15	—	—	—	—
台東	11,596.1	1	8,590.6	2	5,291.3	11	—	—	—	—
墨田	10,243.3	20	8,013.3	15	5,397.4	8	—	—	5,285.8	14
江東	11,234.0	5	8,380.3	7	5,284.6	12	—	—	5,420.6	11
品川	8,689.2	23	8,214.3	11	5,193.0	16	—	—	5,773.2	5
目黒	10,471.9	15	7,891.4	19	5,007.0	20	5,593.0	6	5,414.8	12
大田	11,163.5	6	8,477.4	5	5,501.9	4	5,406.1	9	5,406.1	13
世田谷	10,745.5	11	7,750.6	22	5,313.0	10	6,127.2	2	5,941.6	2
渋谷	10,309.8	18	8,280.9	9	5,478.1	5	—	—	—	—
中野	10,150.9	21	7,972.8	16	5,010.7	19	—	—	5,902.9	4
杉並	10,533.3	14	8,328.5	8	5,188.3	17	6,172.3	1	6,003.5	1
豊島	9,939.5	22	7,928.7	18	5,060.5	18	—	—	5,629.7	8
北	11,130.6	7	8,546.9	3	5,618.4	3	5,500.3	7	5,500.3	9
荒川	11,345.9	4	8,735.7	1	5,681.2	2	—	—	—	—
板橋	10,750.0	10	8,109.3	13	5,405.4	7	5,633.5	5	5,464.0	10
練馬	10,460.7	16	8,048.2	14	5,441.8	6	—	—	5,202.5	17
足立	10,336.2	17	7,819.8	21	4,956.5	21	—	—	5,252.9	15
葛飾	10,684.1	12	8,237.2	10	5,255.0	14	5,659.7	4	5,659.7	7
江戸川	11,507.1	2	7,741.8	23	4,723.3	23	5,498.8	8	5,248.9	16
平均	10,669.4		8,171.5		5,272.7		5,716.8		5,571.7	

※4年間勤続した場合（教育長のみ3年間）の総支給額

※期末手当の年額は、1万円未満四捨五入

※品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

※杉並区長は、令和4年10月19日施行の「杉並区長の退職手当の特例に関する条例」により現区長の退職手当からその100分の25に相当する額を減額することとしている。

23区別 行政数値比較

区名	人 口		世 帯 数		区 面 積		議 員 数		区 職 員 数		令和5年度 普通会計 当初予算	
	(外国人含む)	人 順位	(外国人含む)	世帯 順位	区	区 順位	(条例定数)	人 順位	人 順位	億円 順位		
千代田	67,911	23	38,548	23	11.66	19	25	23	1,201	23	750.2	23
中 央	174,074	22	98,723	22	10.21	21	30	22	1,667	22	1,470.6	15
港	261,615	17	149,488	17	20.37	12	34	16	2,234	13	1,636.6	14
新 宿	346,279	12	223,207	11	18.22	13	38	13	2,897	9	1,699.0	13
文 京	229,653	18	126,436	20	11.29	20	34	16	1,943	19	1,163.4	19
台 東	207,479	21	128,550	19	10.11	23	32	19	1,989	17	1,099.7	22
墨 田	279,985	15	162,280	15	13.77	17	32	19	1,900	20	1,290.2	17
江 東	532,882	8	283,280	8	43.01	6	44	7	2,644	12	2,367.7	8
品 川	404,196	10	228,925	10	22.84	10	40	10	2,745	11	1,998.9	11
目 黒	278,635	16	157,952	16	14.67	16	36	14	2,065	15	1,175.9	18
大 田	728,425	3	401,856	2	61.86	1	50	1	3,923	3	3,141.7	3
世田谷	915,439	1	491,585	1	58.05	2	50	1	5,514	1	3,606.9	1
渋 谷	229,412	19	140,597	18	15.11	15	34	16	1,978	18	1,126.7	21
中 野	333,593	13	209,150	12	15.59	14	42	9	2,094	14	2,048.5	10
杉 並	570,786	6	325,953	6	34.06	8	48	4	3,400	7	2,090.5	9
豊 島	288,704	14	181,268	14	13.01	18	36	14	2,027	16	1,402.5	16
北	353,732	11	202,565	13	20.61	11	40	10	2,815	10	1,961.4	12
荒 川	216,814	20	119,134	21	10.16	22	32	19	1,686	21	1,128.5	20
板 橋	568,241	7	320,619	7	32.22	9	46	5	3,735	4	2,391.8	7
練 馬	738,914	2	385,142	3	48.08	5	50	1	4,381	2	3,025.2	4
足 立	690,114	4	365,583	4	53.25	3	45	6	3,525	6	3,186.4	2
葛 飾	464,175	9	243,962	9	34.80	7	40	10	3,125	8	2,576.0	6
江戸川	688,153	5	348,547	5	49.90	4	44	7	3,642	5	2,903.5	5
平均	416,053	-	231,885	-	27.08	-	39	-	2,745	-	1,967.0	-

※「区職員数」、「令和5年度普通会計当初予算」は、「特別区当初予算状況」(東京都総務局行政部政課発行)による(令和5年4月1日現在の数値)。

その他の項目は「東京都区市町村年報」(東京都)による(「議員数」は令和5年4月1日現在、「人口」、「世帯数」、「区面積」は令和5年1月1日現在)。

杉並区における財政状況の推移(歳入・歳出)

単位:千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入総額(普通会計) (A)	195,660,277	205,368,165	270,587,110	249,336,644	234,566,785
歳出総額(普通会計) (B)	187,521,247	198,137,078	258,724,404	235,794,002	221,710,442
形式収支額 (C) = (A) - (B)	8,139,030	7,231,087	11,862,706	13,542,642	12,856,343
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	504,422	472,455	217,218	346,219	2,663,078
実質収支比率 (E) = (F) / (G) * 100	6.3%	5.3%	9.3%	10.3%	7.7%
実質収支額 (F) = (C) - (D)	7,634,608	6,758,632	11,645,488	13,196,423	10,193,265
標準財政規模 (G)	121,218,340	127,665,262	125,014,524	127,632,072	131,968,658
経常収支比率 (H) = (I) / (J) * 100	81.7%	82.1%	86.4%	82.8%	79.8%
経常的経費充当一般財源等 (I)	102,504,885	106,045,056	108,725,188	110,539,378	110,727,233
経常一般財源等総額 (J)	125,501,151	129,093,800	125,884,433	133,461,900	138,702,484
人件費比率 (K) = (L) / (B) * 100	19.5%	18.7%	14.7%	15.7%	16.4%
人件費 (L)	36,513,429	37,124,937	37,930,571	36,987,526	36,251,977

各年度:地方財政状況調査(普通会計)による

【用語説明】

実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合を表すものです。

$$\text{(実質収支額} \div \text{標準財政規模)} \times 100$$

経常収支比率

財政構造の弾力性を示すものです。毎年入ってくる経常的な収入が、人件費や扶助費、公債費など容易に縮減できない経常的な支出にどれだけ充てられているかを示します。

$$\text{(経常的経費充当一般財源等} \div \text{経常一般財源等総額)} \times 100$$

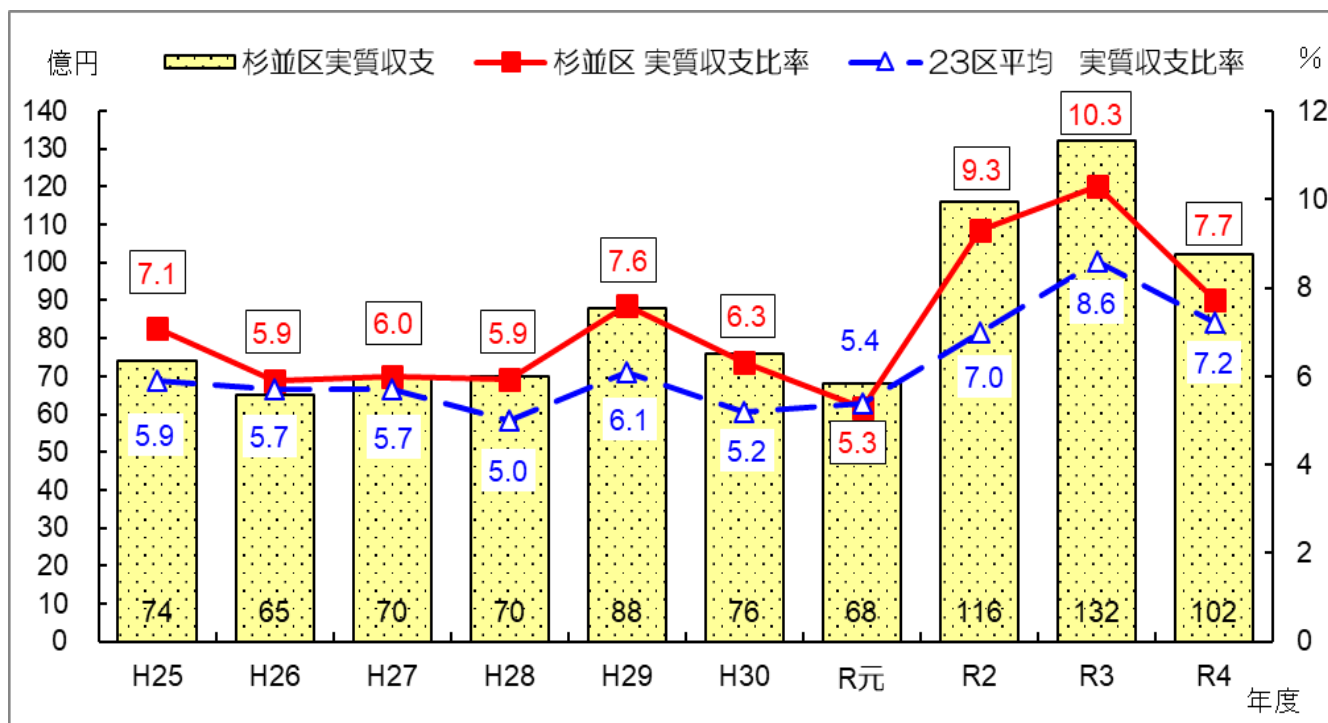
人件費比率

歳出総額に占める人件費の割合です。

$$\text{(人件費} \div \text{歳出総額)} \times 100$$

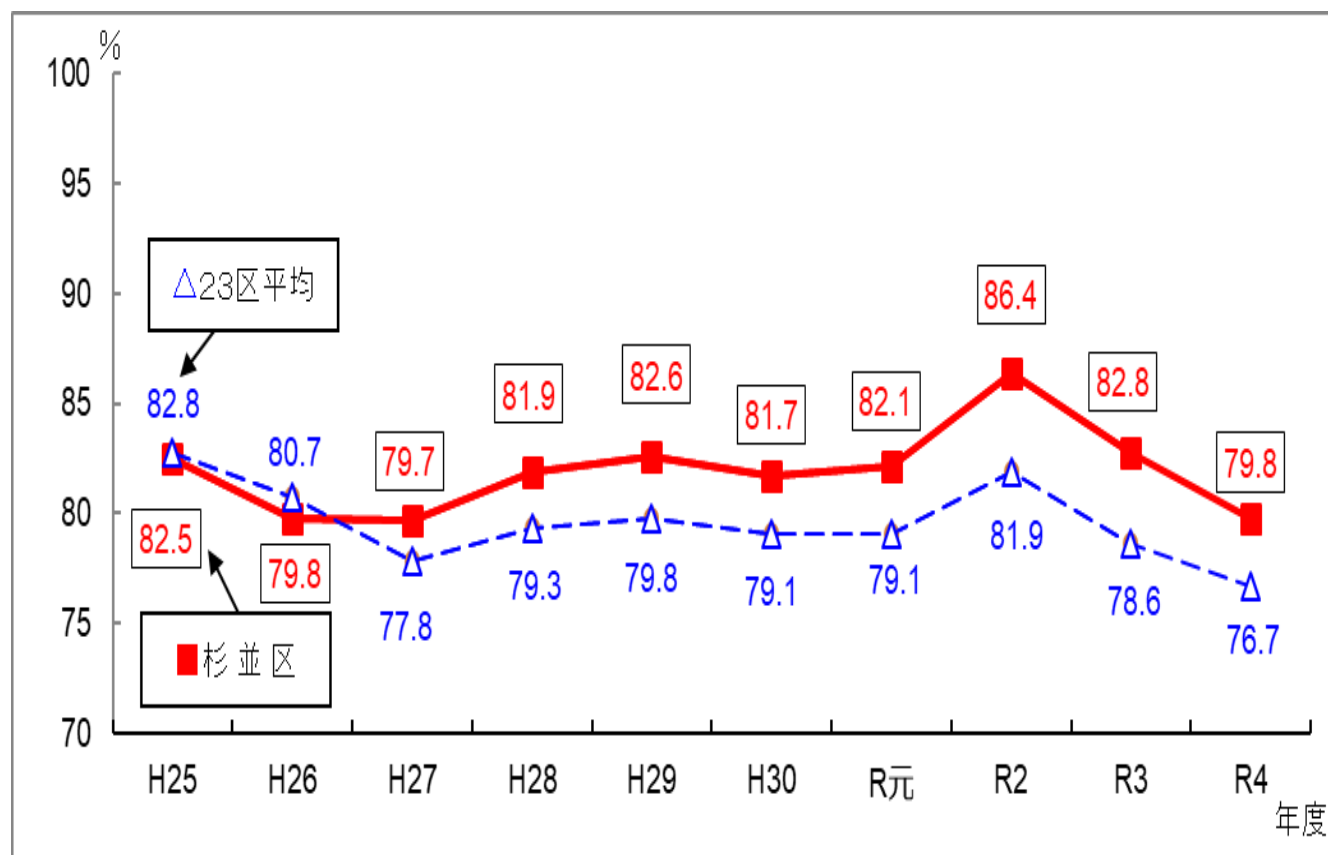
杉並区における財政状況の推移(歳入・歳出) 補足資料

◇実質収支比率の推移



普通会計決算による

◇経常収支比率の推移

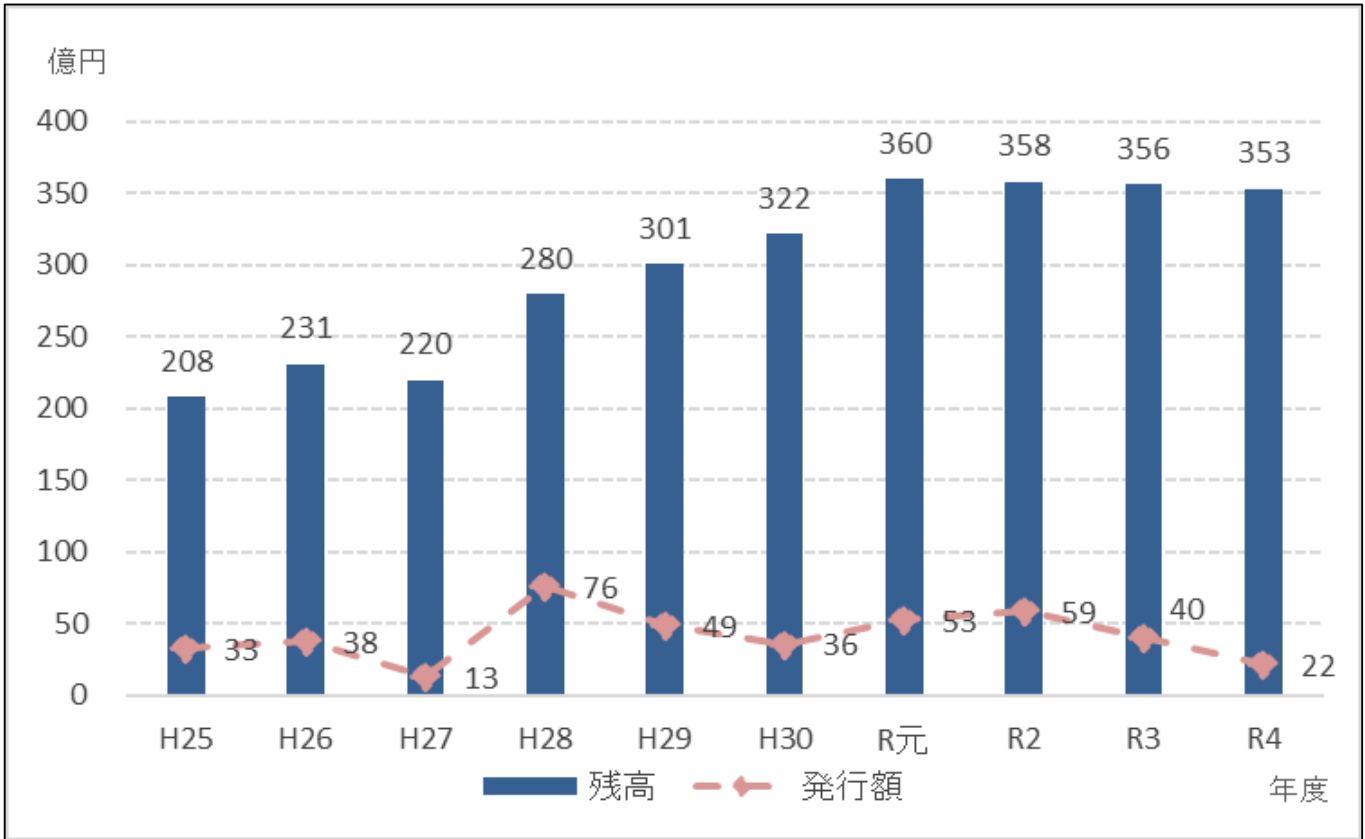


普通会計決算による

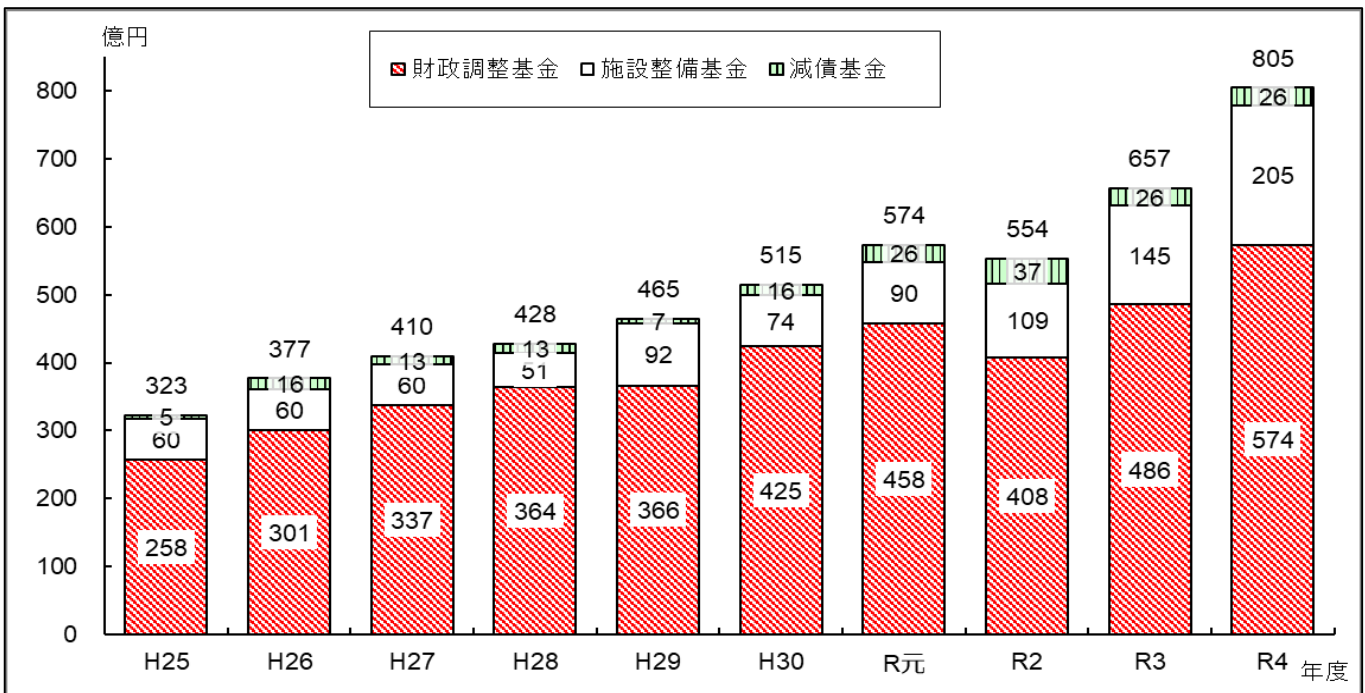
区政経営報告書から抜粋

杉並区における財政状況の推移(区債・基金)

◇区債残高の推移



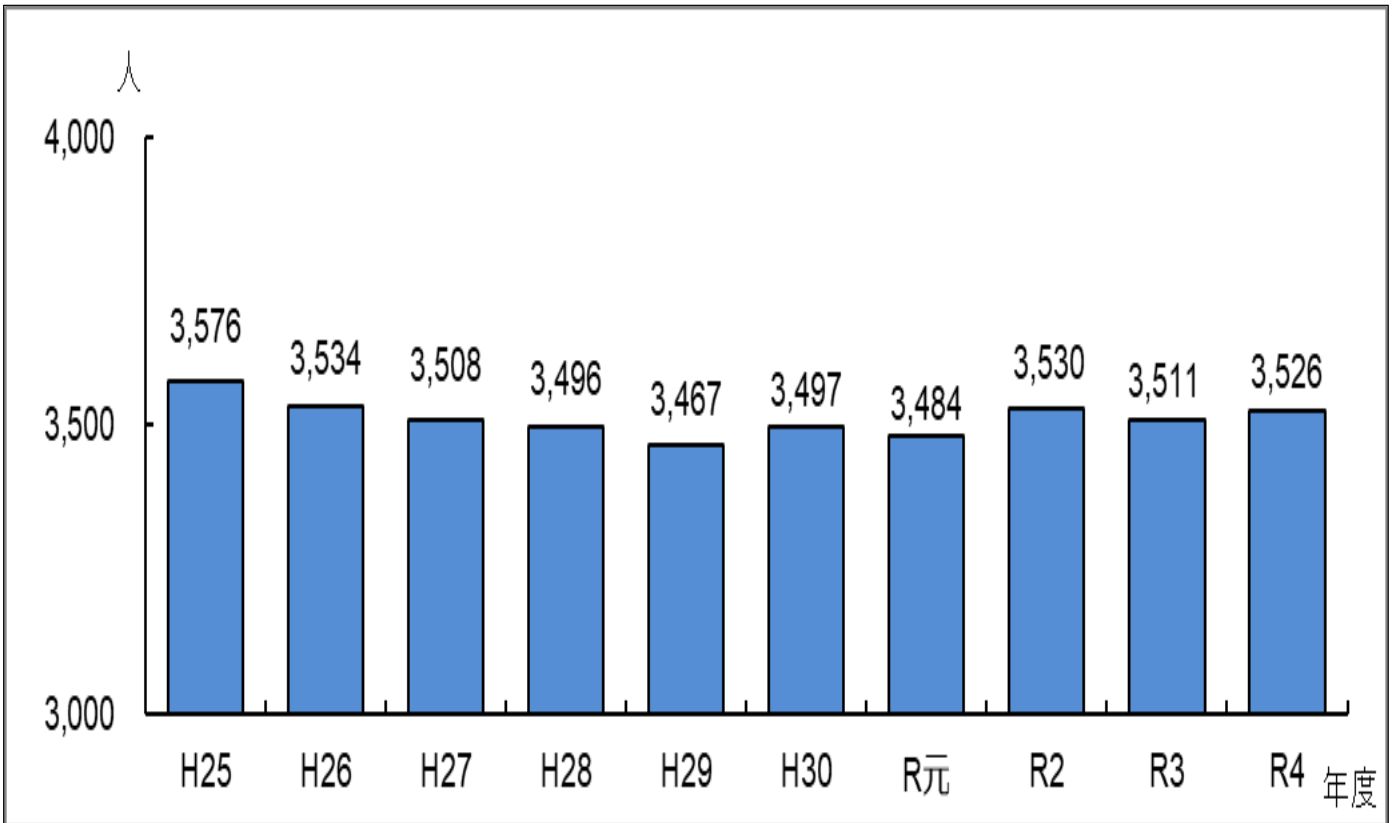
◇主な基金残高の推移



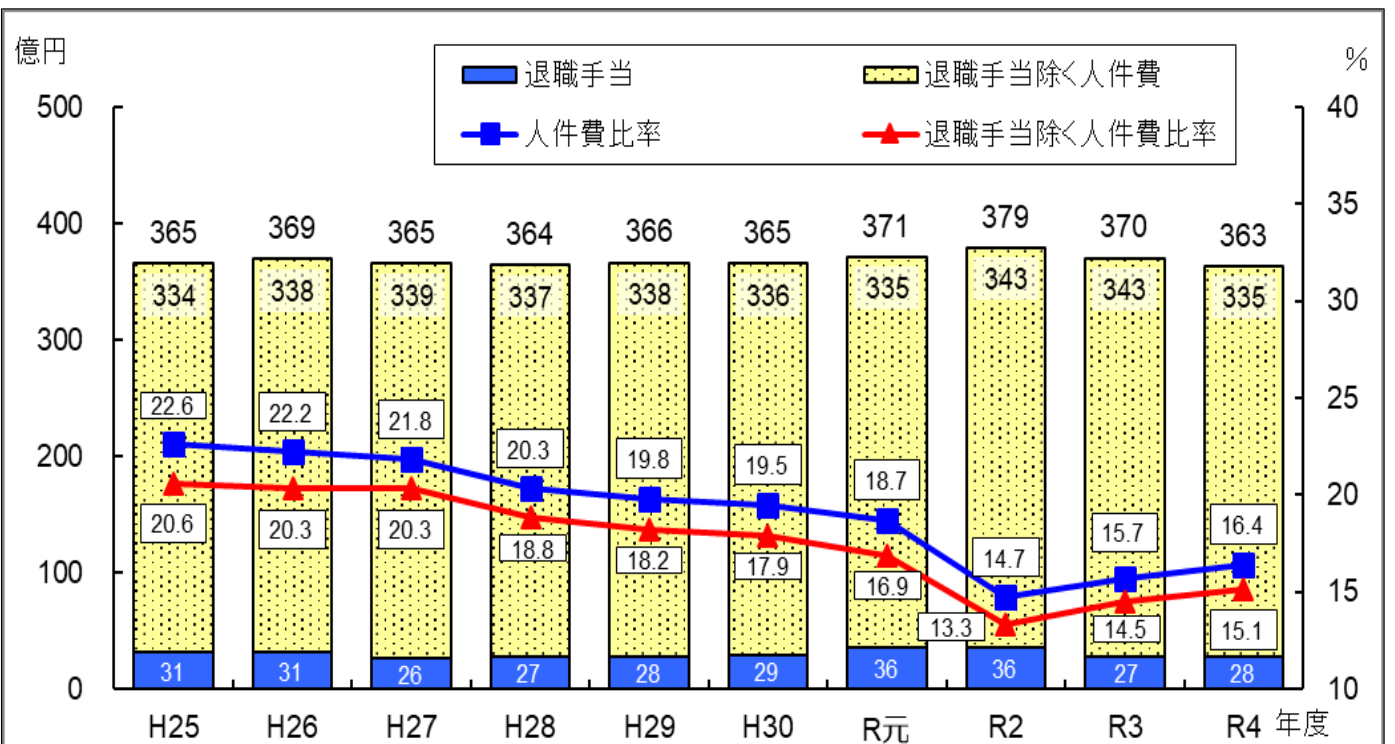
区政経営報告書から抜粋

杉並区の職員数及び人件費の推移

◇職員数の推移(毎年度4月1日現在)



◇人件費と人件費率の推移



普通会計決算による

区政経営報告書から抜粋

令和5年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和5年10月11日(水)
特別区人事委員会

〔本年のポイント〕

【給与に関する勧告・報告】

～ 3,000円以上のベースアップは25年振り ～ ※平成10年勧告以来

- 公民較差：3,722円（0.98%）※いわゆる「ベア」に相当
- 月例給：初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で1,000円以上の引上げ
【初任給】Ⅰ類：8,000円増 Ⅲ類：6,000円増
- 特別給（期末手当・勤勉手当）：年間の支給月数を0.1月引上げ（現行4.55月→4.65月）
一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- 職員の平均年間給与は、約10万2千円の増（公民比較対象職員）

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容（令和5年4月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
56,381人	31,643人	379,462円	38.9歳

2 民間給与実態調査の内容（令和5年4月）

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,112民間事業所を調査（調査完了658事業所）

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
383,184円	379,462円	3,722円（0.98%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.64月分	4.55月	0.09月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差3,722円（0.98%）を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は2,526円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の1,147人に対し、本年4月1日時点で864人、減少数は283人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の24人で約8%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

II 改定の内容

1 給料表

(1) 行政職給料表（一）

- ・初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ
- ・若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
I 類	188,200 円	196,200 円	8,000 円
III 類	152,100 円	158,100 円	6,000 円

(2) その他の給料表等

- ・その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ（現行 4.55 月→4.65 月）
- ・支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

3 実施時期

- ・月例給：令和 5 年 4 月 1 日 特別給：条例の公布の日

(参考 1) 公民較差解消による配分

給料	諸手当	はね返り	計
3,102 円	0 円	620 円	3,722 円

(参考 2) 公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,341 千円	約 6,443 千円	約 102 千円

人事・給与制度に関する意見

1 未来を切り拓く人材の確保と育成（10 頁）

- ・変化が激しく、複雑化・高度化する社会情勢を見据えた的確な対応が求められる
- ・職員の知識と経験等を最大限に活かすとともに、**未来を切り拓く人材の確保と採用後の育成**が不可欠

2 時代に応じた採用制度の見直し（11 頁）

■将来を見据えた人材確保・育成策の検討

- ・持続的に**魅力ある職場づくり**を進めることで、**有為な人材の確保**につなげることができる
- ・民間の動向も踏まえた採用制度の改善のみならず、**選考に関する基準や任命権者への委任の在り方等**についても研究
- ・主体的・積極的に取り組める**キャリア形成**に必要な研修とともに、**特別区の特性を活かした研修**を実施し、互いに高め合うことが重要

■障害者の雇用促進

- ・法定雇用率（2.6%）を達成した区は 13 区。法改正により、令和 8 年 7 月には 3.0% となることから**更に障害者雇用を強力に推し進めることが必要**
- ・**常勤職員雇用のみならず多様な雇用形態促進**、能力を發揮できる職場環境整備が必要

■自治体DXの推進に向けた人材の確保と育成

- ・複雑化・高度化する社会のニーズに応えるためには、**専門知識をもつ人材の確保は必須**であり、事務「ICT」職員、一般任期付職員、会計年度任用職員等の**多様な雇用形態の活用が重要**

- ・**全職員のデジタルリテラシー向上**のためのスキルアップ研修等の実施

■専門人材の活用

- ・行政が担うべき分野の拡大に伴い、専門的な知識や有為な人材確保が必要
- ・一般任期付職員の活用とともに、**特定任期付職員の制度導入の検討が必要**

3 人材の育成（17頁）

■人事評価制度の適切な運用

- ・管理職への本人開示制度の整備及び評価者研修の確実な実施が必要
- ・全ての昇任選考等における複数年度の人事評価の活用により、選考の精度を高めることが必要

■管理職の確保と育成

- ・安定した区政運営を進めるため、管理職を担う人材を計画的に確保・育成
- ・種別Ⅰ類は、中長期的に区政運営を担う人材、種別Ⅱ類は、即戦力として期待

■女性活躍の推進

- ・女性職員の活躍に向けた**適切な目標管理**、能力のある職員の**登用を積極的に進める**
- ・昇任への不安解消に向けたサポートや**職場風土の醸成**に資する取組の推進

4 行政系人事・給与制度改革における現状と課題（20頁）【概要裏面参照】

勤務環境の整備等に関する意見

1 誰もが活躍できる勤務環境づくり（27頁）

- ・**ライフスタイルや働き方に対する価値観の多様化**に伴い、個性や事情が配慮される職場の環境づくりを推進
- ・**多様な働き方の選択**で、個人の生活の豊かさ、仕事の質と組織全体の効率性・生産性を高める

■職員のやりがいや意欲を高める環境づくり

（勤務環境の制度・整備等）

- ・**テレワーク及び時差勤務制度の利用拡大、希望するときに利用できる環境整備**促進
- ・フレックスタイム制及び勤務間インターバル制度導入の検討が必要

（仕事と生活の両立支援）

- ・**誰もが性別にかかわらず仕事と生活を両立するための支援制度**が必要
- ・性別による**役割意識**や**無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)**を変え、誰もが働きやすい環境を整備するために、まずは、**男性職員の育児への更なる参加を促進**していくことが必要

- ・男性職員の育児休業取得率は61.1%、**各区における取得率には差**がある

（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重した勤務環境の整備）

- ・正しい知識を持ち、理解を更に深めていくことが必要

■魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり

（客観的な方法による労働時間の状況の把握）

- ・職員の労働時間の客観的な把握は法的義務
- ・職員の出勤・退勤時刻をタイムカード等により記録していない区（常勤職員2区、会計年度任用職員7区）は、直ちに対策を講ずることが必要

(長時間労働の是正)

- ・長時間労働の是正は重要。ICTを活用した業務効率化、人員の配置等の方策を駆使し、超過勤務縮減

(年次有給休暇の取得促進)

- ・国の目標値である**取得率70%以上を目安**に目標値設定と取得促進対策が必要
- ・平均取得日数は全区で14日を上回っているが、職層別に差があり**管理職の率先取得を推進**

(メンタルヘルス対策の推進)

- ・病気休職者数のうち**心の健康問題による割合は、80%を超え高水準で推移**
- ・**管理職の役割が重要**。対応能力を向上させる研修の実施が必要
- ・職員の**セルフケアが未然防止に有効**、そのための研修が必要

(ゼロ・ハラスメント対策)

- ・**根絶の第一歩は正しい知識と理解**。全職員の定期的な研修受講が必要
- ・区の外部にも相談窓口を設置するなど、相談体制を拡充

2 区民からの信頼の確保 (33 頁)

- ・コンプライアンス意識の醸成・向上、公平かつ厳正な懲戒手続の実践

【行政系人事・給与制度改革における現状と課題】 (20 頁)

～ 制度改革から5年 ～

■職員構成の変化

- ・主任職の割合は減少、主査の割合は増加
- ・主任職及び係長職の30歳台職員の登用が進む
- ・係長職の拡大とともに、課長補佐・管理職の確保へつなげる

■若年層職員の昇任意欲の醸成

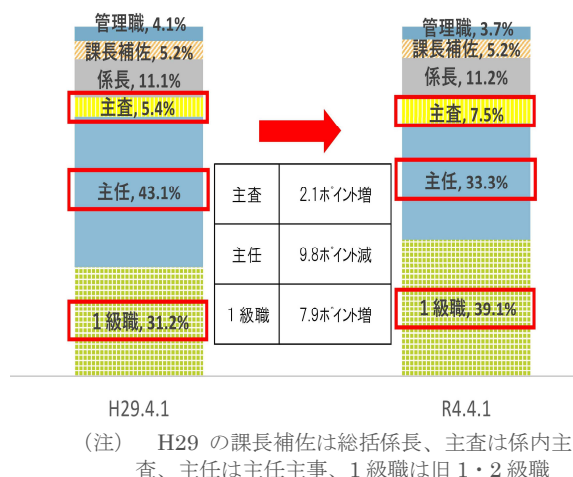
- ・主任職昇任選考(種別A)受験率の減少(平成29年度69.4%⇒令和4年度52.2%)
- ・主任職が係の中心的な役割を担い、**キャリア形成のための最初の一步にあたることを意識**させながら、**昇任意欲の醸成**を行うことが必要
- ・若年層職員の増加を踏まえ、昇任へのモチベーション維持・向上のための試験制度の工夫や主任職の定数管理に留意

■知識・経験が豊富な職員の活躍促進

- ・50歳台職員については、係長職が増える一方、主任職に多く留まる
- ・知識や経験が豊富な職員の活躍を促すため、能力を發揮できる環境整備が必要
- ・特に主任職は、主要な職員の年齢構成が30歳台から50歳台と幅が広く、**能力を發揮できる役割の設定等、実態に応じた職の在り方について検討が必要**
- ・給与面においては、行(一)2級において**高位号給職員の人数が増加していることに留意**(特に最高号給適用者)。職員の平均給与が高くなり、公民比較において影響を及ぼす

■差額支給解消に向けた具体的取組の実施

- ・差額支給者は令和5年時点864人まで減少。解消に向け積極的かつ具体的な取組が必要



適正な職員構成や職の在り方の検討が必要

行政系人事・給与制度の改正に伴う「差額支給者」とは

【行政系人事・給与制度の改正（平成 30 年 4 月）】

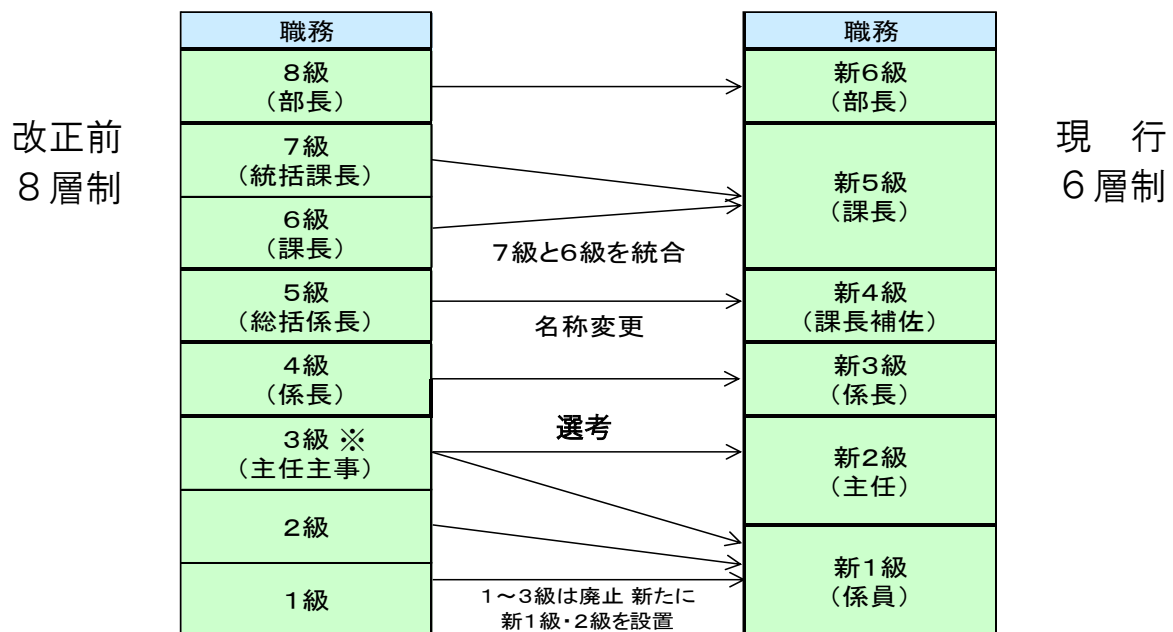
○8層制から6層制へ

- ・旧1級から旧3級までを廃止⇒ 新1級（係員）と新2級（主任）を設置
- ・新2級（主任）は、係長職への昇任を前提とした「係長を補佐する職」と位置づけ

○昇任意欲を醸成する給与制度

- ・職務・職責への給与への反映を徹底し、職層間の給料の水準に格差をつけることにより、昇任インセンティブを拡大

【職務・職責の明確化】



※ 3級（主任主事）は、新1級に切替え後、選考を経て新2級（主任）に任用

【差額支給者】

給料表の切替えに伴い、下位の級に切り替わった職員に対する切替前給料月額（現給）を保障（差額支給）

（事例）

改正前2級110号給の職員が、新たに新1級に該当する号給に切り替わった場合、現給が切替後の級の最高号給の給料月額を超えるため、現給を保障（最高号給との差額を支給）する。

<切替前>

2級 係員	
2-110 (号給)	326,600 円

<切替後>

新1級 係員	
1-149 (号給)	324,800 円

現給保障（差額支給）	
326,600 円	

※ 差額支給者は、その着実な解消が求められるが、これは任用面において解消すべきものであり、給料表改定において解消することは適当でないと判断し、公民比較から除外して算出（人事委員会による特例措置）